

佐賀県告示第 257 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 6 月 30 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 30 年 6 月 29 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

(1) 化学名 2 - メトキシ - N - フェニル - N - [ 1 - ( 2 - フェニルエチル ) ピペリジン - 4 - イル ] アセタミド ( 通称名 : Methoxyacetyl fentanyl ) 及びその塩類

(2) 化学名 2 - ( { [ 2 - ( 4 - ヨード - 2 , 5 - ジメトキシフェニル ) エチル ] アミノ } メチル ) フェノール ( 通称名 : 25I-NBOH、2C-I-NBOH ) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。